

東海村山草連盟会則

第1条 (名称)

本会は、東海村文化協会「山草連盟」と称する。

第2条 (所在地)

本会の事務所は、理事長宅に置くものとする。

第3条 (目的)

本会は、会員の“親密な協力と協調ならびに相互の親睦を図る”ことを基本に、栽培技術の向上と自然環境の保全・保護に努め併せて地域社会の文化高揚発展に寄与することを目的とする。

第4条 (事業)

本会は、目的達成に必要なものとして、次の事業を行う。

- (1) 栽培技術の講習・学習会
- (2) 展示会
- (3) 自然観察
- (4) その他 必要と思われる事業

第5条 (会員)

会員は、東海村在住者及び在勤者で構成する。

第6条 (役員)

本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事長：1名
- (2) 副理事長：1名
- (3) 事務局長：1名
- (4) 事務局員(会計担当)：2名
- (5) 事務局員(書記担当)：2名
- (6) 指導員：若干名
- (7) 文化協会評議員：1名
- (8) 会計監査 2名

第7条 (役員改選)

役員改選は欠員に応じ、原則として名簿順とする。旧役員中5名は次年度役員として残留するものとする。

第8条 (役員任期)

役員任期は2年とする。年度途中で、役員に欠員が生じた時は、補充するが前任者の残任期間とする。但し、いずれも再任を妨げない。

第9条 (役員任務)

役員任務は次の通りとする。

- (1) 理事長は、本会を代表し会務を統括する。
- (2) 副理事長は、理事長を補佐し理事長事故ある時は会務を代行する。
- (3) 事務局長は、事務局員と協力して、本会の事業計画を立案し、実行の取り纏めをする。立案・実行に際し意見が纏まらない時は、理事長、副理事長、又は指導員に相談する。
- (4) 事務局員は、事務局長と協力して、事業計画の立案・実行に際し役割を分担してこれに当る。
- (5) 事務局員のうち会計担当は、本会の運営に関わる全ての金銭の収入・支出を明確に記録し、年度末に理事長に報告する。

- (6) 事務局員のうち書記担当は、本会の全ての事業の参加者及び内容を記録し理事長並び総会に報告する。又、各会議の内容を的確に記録する。
- (7) 指導員は、その知識や経験を活かし、技術や方法を講習会や学習会を通して会員に伝える。また、本会の事業計画の立案・実行に際し、理事長・事務局長から意見を求められた時は、これに協力する。
- (8) 文化協会評議員は、文化協会主催の評議員会に出席し、協議の内容や結果を理事長に報告する。
- (9) 会計監査は、年度末に理事長より会計報告を受け、是を監査する。その結果を総会に報告して承認を受ける。

第10条 (会費及び会計年度)

会員は、年会費としてその年度に決定した金額を納入しなければならない。

- (1) 年会費は 2,000円 とする。
- (2) 新会員は、別に入会金として 500円 を納入する。
- (3) 納入された会費は一切返却しないものとする。
- (4) 過去に会員だった人が再入会する場合も新会員扱いとする。
- (5) 本会の会計年度は、4月1日～翌年3月末日までとする。

第11条 (慶弔)

本人死亡のときは、10,000円を香典として支出する。
病氣、怪我、災害見舞い等については関与しない。

第12条 (補則)

総会は会員の3分の2以上の出席により成立する。

- (1) 本会則は、総会またはそれに準じる会合において、出席者の3分の2以上の賛成が無ければ変更することができない。
- (2) 本会則の施行に関し、必要な事項は、役員会の決議を別にこれを定める。
- (3) 会員名簿の名簿順の入れ替えは一切しないものとする。
(退会等による空欄は順送りとする)
- (4) 電話連絡網については、必要に応じて変更しても良い。
班長は各種行事について全員(個別)に周知徹底をはかる。
理事長及び各班長には電話の補助として通信費を支給する。

(付則)

本会則は、昭和58年より施行する
一部改正、平成23年4月1日より施行する

(その他の留意事項)

- * 各展示会には、全員が出品及び参加すること。
- * 出品者は出品札の品名、科名を必ずカタカナで記入すること。
- * 山野草の山取りは一切しないこと(事が公になった場合、会の除名もありえる)。
- * 学習会・講習会の各事業の資材購入時に車を使用した時は、次の基準により燃料代を支払う(村内は対象外とする)。
 - (1) ひたちなか・常陸太田・日立及びその周辺・・・1,000円
 - (2) 水戸・常陸大宮・里美・高萩及びその周辺・・・1,500円
 - (3) 上記以遠の県内各地・・・・・・・・・・2,000円
 - (4) 県外の場合 (例外として、その都度役員会で協議する)